

受注条件

- 1 納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から、納入の日までの期間日数に応じ、契約金額（既納部分に係るものを除く。）につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てる。）の損害金を徴収する。
- 2 発注者は、受注者が以下のいずれかに該当した場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 正当な理由なく納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
 - ② 6の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき
- 3 契約を解除した場合は、契約金額（既納部分に係るものを除く。）の10分の1に相当する違約金を徴収する。
- 4 発注者に生じた損害の額が違約金の額を超えるときは、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 5 契約代金は納入検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 6 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 7 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。